

「利益相反契約の適正化」について

- 利益相反行為とは、ある行為により一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為と示されています。利益相反行為は一定の範囲内において不法なものであるとされ、法律でも規制の対象となっています。
- この行為については、「土地改良法第21条（監事の組合代表権）及び第111条の28（準用規定）」でも条文化されております。
- 土地改良法第21条（監事の組合代表権）
 - ・土地改良区と理事との契約又は争訟については、監事が土地改良区を代表する。
- 土地改良法第111条の28（準用規定）
 - ・連合会には、第21条の規定を準用する。
- 対応方針
 - ・上述の条文に則り、当会と当会の理事（市町村長及び土地改良区理事長）との契約については、総括監事を代表とした契約に係る関係書類を提出することと致します。
 - ・関係機関の皆様には、何卒、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月1日
総務部長 吉岡 康成